

平成 26 年度静岡県住宅用太陽光発電設備導入支援事業費補助金

国（J-PEC）補助金を受けない方の手続き手引き

（国補助金の申込期限（平成 26 年 3 月末）までに申込されていない場合）

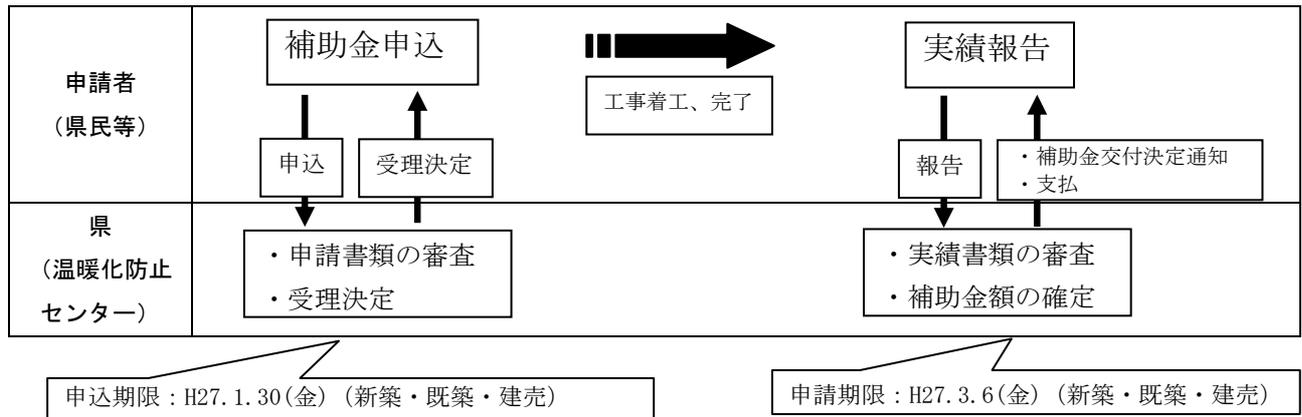
1 事業概要（国（J-PEC）補助金受ける方・受けない方共通項目）

区 分	内 容	予算額
太陽光発電設備導入補助金	静岡県内の住宅用建物に、太陽光発電設備を設置する者に対して助成	624,000 千円
補助対象	個人又は法人（個人事業主を含む）	
補助額	12 千円/kW（上限 48 千円）	
件数	13,000 件	

2 補助金交付の流れ

※国補助なし（国補助金の申込期限（平成 26 年 3 月末）までに申込されていない場合）

・工事着工前に県補助金の申込を行い、工事完了後に実績報告等を行う。



3 補助金交付の対象となる申込の条件

(1) 申込者の条件

- 1) 静岡県内の住宅用建物に、国の住宅用太陽光発電導入支援対策費補助金（以下「国の補助金」という。）の交付を受けない方で、平成 26 年 4 月 1 日以降工事前に補助金申込をし、補助対象となる太陽光発電設備を設置する者。
- 2) 電力需給契約を結んでいる個人（個人事業主を含む）、法人、又は建物の区分所有等に関する法律（昭和 37 年 4 月 4 日法律第 69 号）第 25 条第 1 項に規定する管理者であること。ただし、明らかに補助事業者が第三者に住居を賃貸する場合は、その賃借人が電力受給契約を結ぶものを含む。
- 3) 国及び地方公共団体は申込みません。
- 4) 事業を営んでいない個人である場合は、CO₂排出削減事業の実施に関する意思を表明することが必要です。
- 5) 申込者（補助事業者）は補助対象経費を全額支払うことが必要です。

(2) 対象システムについて

- 1) 太陽電池モジュール又はパワーコンディショナの出力のうち、いずれかが10kW未満のものであること。なお、増設等の場合においては、既設分を含めて10kW未満であること。
- 2) 太陽光発電による電気が、当該太陽光発電設備システムが設置される住宅において消費され、連系された低圧配電線に、余剰の電気が逆流されるものであること。
- 3) 太陽電池モジュール・パワーコンディショナは未使用品であること。
- 4) 補助金申込の受理決定前に、対象システムの補助対象経費に係る部分の工事に着工していないこと。ただし、建売の場合は、対象システムを設置された建物の引渡しが行われていないこと。

4 補助対象となる経費

補助金交付の対象となる経費の範囲は、対象システムの設置に要する費用であって、下記の表1の通りです。

表1 補助対象経費となる項目（消費税は除く）

太陽電池モジュール
架台
パワーコンディショナ（インバータ・保護装置）※
その他付属機器（接続箱、直流側開閉器、交流側開閉器）
設置工事に係る費用（配線・配線器具の購入・電気工事・安全対策等を含む）

※蓄電システム等とパワーコンディショナを併用している場合は、当該補助金での補助対象から除外する。

5 補助金額

1kWあたり12千円（上限48千円）

※ 太陽電池モジュールの公称最大出力の小数点2桁未満は切捨て。

※ 市町等補助金との併給可。

6 補助金申込について

新築・既築は工事着工前に、建売は引渡し前に申込む。

(1) 補助金申込の受付期間

平成26年4月21日（月）～平成27年1月30日（金）（必着）

※ 但し、予算枠に達した時点で申込受付終了となります。

※ 先着順で受け付けます。申請額が予算枠に達した場合は、予算枠に達した日に受け付けたもの（不備があるものを除く）の中から、抽選で補助対象者を決定します。

(2) 提出書類

補助金の申込みをする者は、補助金申込書（平成26年度住宅用太陽光発電設備導入支援事業費補助金申込書）様式第1号（個人用）、又は様式第2号（法人用）を1電灯契約毎に記入し、実印を押印の上、別表1の申込時提出書類（個人用）又は（法人用）を添付して静岡県地球温暖化防止活動推進センターとして指定された団体の長（以下「センター指定団体の長」という。）に提出すること。

- ※審査にあたり、内容を確認させていただく場合がありますので、提出書類は必ずコピーをとった上で提出し、控えを保管してください。
- ※必要事項確認のため、上記提出書類に加え、別途資料及び書類等の提出をお願いする場合があります。
- ※補助金申込者から申込書の提出を受けた後、書類審査を行い、補助金申込を受理すべき者と認める者に対し、受理決定をし、受理番号、補助金交付申請額、受理決定年月日（以下「受理決定日」という。）を通知します。ただし、提出された補助金申込書等に申込者、又は手続代理者の原因による不備等がある場合は、この限りではありません。

7 計画変更・中止の承認申請

- (1) 補助事業者は補助金受理決定通知書を受領後、次に掲げる事項のいずれかに該当する場合には、補助金計画変更・中止承認申請書（平成26年度住宅用太陽光発電設備導入支援事業費補助金計画変更・中止承認申請書）様式第3号（個人用）、又は様式第4号（法人用）を記入押印の上、変更内容が確認できる書類（工事請負契約書等の写し）を添付してセンター指定団体の長に提出し承認を得ること。
 - ア 補助事業の内容の変更（設備容量の変更等）をしようとする場合
 - イ 補助事業に要する額の変更（補助対象経費の変更等）をしようとする場合
 - ウ 補助事業を中止し、又は廃止しようとする場合※設置場所が変更になる場合は、中止承認申請書を提出の上、その承認後、新たに補助金申込を行ってください。
- (2) 補助事業が予定の期間内に完了しない場合又は補助事業の遂行が困難となった場合においては、速やかにセンター指定団体の長に報告してその指示を受けなければならない。

※計画変更を行う場合、補助金交付申請額は増額されることはないものとする。

8 補助金交付申請（実績報告）について

- (1) 補助金交付申請の受付期限
補助事業者は、補助事業が完了した場合は、事業完了の日から起算して30日を経過した日又は平成27年3月6日（金）のいずれか早い日までに補助金交付申請書（平成26年度住宅用太陽光発電設備導入支援事業費補助金交付申請書（兼 実績報告書 兼 請求書））様式第5号（個人用）、又は様式第6号（法人用）を電力供給契約1件毎に記入し、実印を押印の上、別表2の実績報告時提出書類（個人用）又は（法人用）を添付してセンター指定団体の長に提出（必着）すること。

- ※審査にあたり、内容を確認させていただく場合がありますので、提出書類は必ずコピーをとった上で提出し、控えを保管してください。
- ※センター指定団体の長は、補助事業者から補助金交付申請書（平成26年度住宅用太陽光発電設備導入支援事業費補助金交付申請書（兼 実績報告書 兼 請求書））の提出を受けた後、書類検査等を行い、実施要領に定める要件に適合すると認めるときは、補助金交付額を確定し、補助事業者に対し書面で通知します。

9 留意点

- (1) 取得財産の管理等について

- ・補助事業者は、補助事業の実施により取得した財産等について、補助事業の完了後においても善良な管理者の注意をもって管理し、補助金の交付の目的に従って、その効率的運用を図る必要があります。
- ・取得財産等を処分(補助金交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、又は担保に供することをいう)しようとするときは、あらかじめセンター指定団体の長の承認を受ける必要があります。
- ・これらの処分あるいは処分に該当する可能性のある手続きを行う必要が生じた場合は一切の手続き(例:財産を担保に供する場合の金銭消費貸借契約手続)を開始する前に「財産処分承認申請書」を提出してください。
- ・補助金の交付業務の適正かつ円滑な運営を図るため、必要に応じて補助金申請者等に報告を求め、又は現地調査等を行うことがあります。

10 受付窓口について

(1) 応募方法

- ・郵送(簡易書留など配達記録の残る方法でお願いします)又は、受付窓口へ持参してください。
- ・受付窓口への持参の場合は、受付時間/平日の9時~12時、13時~15時です。
- ・申請書様式等はホームページからダウンロードが可能です
<http://sccca.net/pv>

(2) 提出先・問合せ先

●静岡県地球温暖化防止活動推進センター 補助金担当

- ・住所:〒420-0851 静岡市葵区黒金町12-5 丸伸ビル2F
- ・電話:054-205-8230
- ・FAX:054-254-7052
- ・e-mail: pv@sccca.net
- ・HP: <http://sccca.net/pv>